令和７年度高知市ラブアクト推進事業委託業務仕様書

１　業務の目的

出会いや結婚に前向きな独身者を対象に，出会いの場での効果的なスキルを身に着けるための準備セミナーや，出会いの機会を創出することで，婚活に向けての後押しをし，人口減少対策につなげることを目的とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 年齢等条件 | 高知市在住・在勤の25歳以上34歳以下の独身男女  ※参加者の収入条件や容姿などの制限は設けないこと。但し，趣味など様々な属性によって，優先募集を行うことは可能とする。 |
| 属性 | ・結婚したい気持ちはあるけれど出会いがない方  ・アプリやイベント等で婚活をしているけれど成就しない方  ・異性に対して適切なアプローチの仕方がわからない方 |
| 起こしてもらいたい行動変容 | 本事業で身に着けたスキルを活かして，事業終了後も前向きに結婚へと歩みを続けていく。 |

２　業務名

　令和７年度高知市ラブアクト推進事業委託業務

３　委託期間

　契約締結日から令和８年３月31日までとする。

４　業務内容

　本事業の目的達成が見込めるよう，以下の各業務を実施すること。

**①ラブアクト・ゼロ**

|  |  |
| --- | --- |
| 概要 | ・マッチングアプリやイベントに備えた準備セミナーを実施すること。  ・参加者に有益となる情報やスキルを教授するとともに，参加者が婚活に前向きになれるように促すこと。 |
| 実施時期・回数 | ②ラブアクト・コア（後述）の実施以前に  男性用２種以上，女性用２種以上で計４回以上 |
| 実施方針 | ・マッチングアプリやイベントで「選ばれる自分」になるためのセミナーを開催し，実践的なスキルを習得させること。  ・座学に限らず，実技指導も含めた内容にすること。 |

**②ラブアクト・コア**

|  |  |
| --- | --- |
| 概要 | ・マッチングイベントを開催し，①の受講者がラブアクト・ゼロで身に着けたスキルを実践に活かす機会を提供すること。  ・①の受講者でない方も参加できる魅力的なイベントを企画し開催すること。 |
| 実施時期・回数 | ①のラブアクト・ゼロの開催以降で３回 |
| 実施方針 | ・ラブアクト・ゼロの参加者でマッチングイベントに参加希望する方を優先すること。  ・マッチングは必ず行うこと。  ・イベントごとに目標とするマッチング件数を設定し，提案すること。 |

**③ラブアクト＋（プラス）**

|  |  |
| --- | --- |
| 概要 | ・①ラブアクト・ゼロ及び②ラブアクト・コアの参加者へのサポートを行うこと。  ・「高知で恋しよ!!Matching」（こうち出会いサポートセンターの婚活マッチングサイト）への入会登録料を補助すること。  ・マッチングしたカップルへのデート支援の提案をすること。 |
| 実施時期・回数 | 契約期間中 |
| 実施方針 | ・参加者が相談しやすい仕組み・雰囲気をつくること。  ・参加者へのフォローを行うこと。 |

(1)　セミナー・イベントの企画・運営

上記①及び②の事業を企画・開催し，広報，準備及び当日の円滑かつ適切な運営管理等を実施すること。

* セミナー及びイベントの各回の募集定員について明記すること。（必要に応じて男女別で明記のこと）
* セミナー及びイベントは１回あたりの所要時間を90分以上とすること。
* 原則対面形式とすること。
* 本業務の目的にふさわしい開催場所を選定すること。
* 開催場所の利用料については，受託者が負担すること。
* ①及び②の事業に関する問い合わせ等に対応する連絡体制を整備すること。
* ①及び②の事業の実施に当たっては，参加者に危険を及ぼすことのないよう，十分安全に配慮し，不測の事態が生じた場合は迅速に対応すること。
* 事業開催中のリスクに適した保険に加入すること。また，提案書に補償内容も記載すること。
* 参加者から参加料を徴収する場合は，適正な料金設定とすること。
* ③の「高知で恋しよ!!Matching」入会登録料補助の対象者は，①又は②の参加者のみとする。
* 「高知で恋しよ!! Matching」入会登録料補助について，実際に登録が完了した対象者に入会登録料の半額を３月15日までにキャッシュバックすること。
* 「高知で恋しよ!! Matching」への目標登録人数を設定し提案書に含むこと。

(2)　効果的な広報

　　　ラブアクトポータルサイトを作成するとともに，ターゲットの世代に届きやすい効果的な広報を実施すること。

* 広報「あかるいまち」への告知内容の原稿を青少年・事務管理課に提出すること。（提出期限：募集開始日の前々月の１日）
* ポスター及びチラシを作成し，配布先一覧を報告すること。
* ポスター及びチラシの内容は，教育委員会からの受託で実施していることが分かるものとし，「令和７年度高知市ラブアクト推進事業受託事業」と記載すること。

(3)　募集及び受付

* 申し込み受付はこうち出会いサポートセンター「高知で恋しよ!!Event」の申込システムを用いる。
* 受託者は，教育委員会が貸与するイベント主催者用アカウントで申込システムへの登録を行うこと。
* 参加希望者から受託者へ申し込みの連絡があった場合，応援サイトから申し込みをしてもらうよう案内すること。

(4)　アンケートの実施

　・　①及び②の１イベント（セミナーを含む）実施ごとに全参加者に対してアンケートを実施し，収集・集計を行うこと。

(5) イベント報告書の作成

* ①及び②の１イベント実施ごとにイベント報告書を作成し，イベント終了後30日以内（又は令和８年３月31日までのいずれか早い日まで）に教育委員会に提出すること。
* 報告書には，アンケートまとめ，イベントのマッチング目標件数に対する達成率，イベント当日の様子がわかる写真，イベント実施の上での課題・改善点等について記載すること。

(6)　トラブルへの対処とその予防

　　本業務の健全な開催のため，以下に該当する参加者は排除することとし，参加者には事前にマナーの周知をするとともに，誓約書を提出させること。

ア　不誠実な言動や悪意を持った言動が見られる

イ　結婚詐欺目的が疑われる

ウ　営業目的や勧誘目的が疑われる

エ　既婚者

オ　ストーカー行為が疑われる

a）イベント（セミナーを含む）開催中の対応策

申し込みからイベント終了までの間において，不誠実な言動や悪意を持った言動が見られる参加者には，参加の取り消しや退場を求めるなど健全性を維持し，他の参加者の保護に努めること。

ア　当日，不誠実な言動や悪意を持った言動が見られる参加者には退場してもらう旨を，開始までにアナウンスすること。

イ　相手方の意に反する接触や暴言，他の参加者に対する嫌がらせ，迷惑行為などの好ましくない言動が見られた場合には，状況確認や当事者及び関係者からの事情聴取の上，必要に応じて警察等へ連絡すること。また，イベント終了後すみやかに教育委員会に報告すること。

ウ　事故・災害及び犯罪行為等が発生・判明した場合は，参加者への配慮や安全確保の上で，ただちに教育委員会に報告すること。

エ　参加者同士の連絡先等交換については，自己責任において行うよう参加者に伝えること。

b）イベント中止となった場合の対処について

やむを得ない事情により，教育委員会及び受託者双方の協議によりイベントを中止する場合，事前振り込みで参加費を徴収した場合には，適切な方法で返金すること。また，参加者の口座番号等については個人情報であるため適正に管理をすること。

c）事故等報告書（任意様式）の作成について

教育委員会への報告を行った事案については，後日，事案の概要，発生日（判明日），場所，当事者情報，対応内容等の詳細を記載した事故等報告書を提出すること。

５　成果品の提出

受託者は令和８年３月31日までに，本業務の成果品として，実績報告書及びイベントサインを含むチラシ等の紙媒体で使用した広告物（印刷物，ＰＤＦデータ及びＡｉデータ）を提出しなければならない。実績報告書の作成については，次のとおりとする。

(1)　作成部数は１部とする。

(2)　提出先は教育委員会とする。

(3)　実績報告書には，業務名，業務内容，業務成果，契約期間，契約金額，使用した広報ツール，広報媒体（写し可），アンケートの内容を総括したもの，収支決算書及び明細書を添付し提出すること。

６　成果品の帰属

(1)　受託者は，当該成果品が著作権法に該当する著作物である場合には，当該成果品に係る受託者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）について当該成果品の引き渡し時に，教育委員会に無償で譲渡するものとする。

(2)　教育委員会は，前項の成果品の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができるものとし，その利用目的のために内容を改変しようとするときは，受託者はその改変に同意するものとする。

⑶　受託者は，成果品に著作権法上の支障が生じないように，第三者の許諾等必要な措置をとらなければならない。

７　個人情報の取り扱いについて

受託者は，業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況（以下「管理体制等」という。）について，定期及び随時に，点検を実施し，教育委員会に報告すること。また，教育委員会は管理体制等について検査を行うものとし，受託者は，その検査に先立ち令和８年２月末までに高知市個人情報取扱委託業務に関する個人情報取扱状況報告書又は個人情報の取扱状況等を報告する書面（以下「取扱状況報告書等」という。）を教育委員会に提出すること。

※受託者による点検実施後の報告については，検査前に教育委員会に提出する取扱状況報告書等により代えることができる。

８　その他

* 本業務の実施に当たっては，業務着手前に工程表を提出し，業務のスケジュールを明確にすること。
* 本業務の実施に当たっては，十分な業務遂行能力を有する，適正な人員と体制を確保すること。業務の各過程において仕様に含まれていない内容については，教育委員会と十分に協議を行い決定すること。
* 本事業の実施に当たっては，教育委員会が認めた場合に限り，業務の一部を再委託することができる。この場合は，事前に教育委員会に対して，書面にて再委託の理由，再委託の内容，再委託先（商号又は名称），再委託の金額，その他再委託先に対する管理方法等を報告すること。
* 本業務の実施に当たっては，教育委員会と適宜打ち合わせを行うこと。
* 本業務の実施に当たっては，関係法令等を遵守すること。
* 守秘義務として，本業務に当たり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
* 本業務の実施に当たって必要となる経費（講師謝金，開催場所利用料，保険料，広報に関する費用，「高知で恋しよ!!Matching」入会登録料補助等）は，契約金額に含まれるものとする。